

池田町納税通知書用窓あき封筒に掲載する広告の取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、池田町広告掲載要綱に基づき、税務課及び住民課における納税通知書用窓あき封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広告の掲載基準については、池田町広告掲載基準 「4」に規定する各号に(17) 求人に関するもの及び(18) 不動産物件の売買、賃貸借の取引に関するものを加えるものとする。

(広告掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、封筒の表面及び裏面とする。

(掲載規格)

第4条 広告の掲載規格は、次のとおりとする。

- (1) 表面 1 枠縦 3 センチメートル、横 5 センチメートルで単色刷
- (2) 裏面 1 枠縦 5.5 センチメートル、横 8 センチメートルで単色刷

(掲載期間等)

第5条 封筒は、24,000 枚作成し、町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税通知書送付用の市内特別郵便として、毎年 4 月から使用する。

(掲載募集枠等)

第6条 広告の募集枠は、表面 1 枠、裏面 2 枠とする。

- 2 広告の募集は、池田町広報紙（広報いけだ）及び池田町ホームページの募集により行う。
- 3 広告の募集期間は、随時とする。

(掲載の申込み等)

第7条 広告の掲載をしようとする者は、池田町広告掲載申込書（様式第1）を税務課に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の負担で作成するものとする。

(掲載等の決定)

第8条 広告の申込者数が募集をした数を超えるときは、次に掲げる順序によるものとする。

- (1) 公共団体、公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う
広告
- (2) 民間企業のうち町内に事務所又は事業所を有する法人及び事務所等の開設見込のある
法人が行う広告
- (3) 前2号に掲げる広告以外の広告

2 広告掲載の可否については、前条の「池田町広告掲載申込書」を受け付けた日の翌日から起算して10日以内に、池田町広告掲載決定通知書(様式第2)により通知するものとする。
(掲載料)

第9条 広告の掲載料は、表面1枠10,000円(税込)、裏面1枠30,000円(税込)とする。
(決定の取消し)

第10条 広告の掲載等をする旨の決定を取り消したときは、池田町広告掲載取消通知書(様式第3)により通知するものとする。
(広告内容)

第11条 広告のデザイン及び内容などは、広告主と調整してから掲載するものとする。
(所管)

第12条 この取扱基準を所管する課は、税務課とする。

附 則

この基準は、平成18年12月20日から施行する。